

古紙などの再資源化

～拠点回収について～

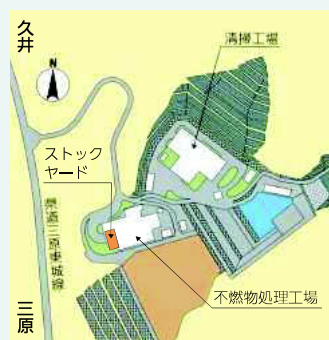
古紙などの
再資源化
P.8～9

1 スtockヤード

これまで清掃工場で焼却していた古紙などを、一時的に保管し、資源としてリサイクルします。焼却炉の負担も軽減します。

開場日時 平日(月曜日～金曜日)
8時30分～12時・13時～16時30分
※一部祝休日・年末年始は除きます。
※開場日は清掃工場と同じです。

場 所 三原市清掃工場敷地内(三原市八坂町)
電 話 (0848)62-4197



搬入できるもの・方法および利用料金

ご利用いただく際は、次の方法であらかじめ分別していただき、各自で施設の表示に従って所定の場所に搬入してください。

利用料金は無料

※三原市民以外が持ち込むことは出来ません。

対象品目		搬入方法
紙類	①新聞(チラシ)	ひもでしばる。 
	②雑誌	
	③段ボール	折りたたんで ひもでしばる。(一辺の長さが1m以内) 
	④雑がみ	ひもでしばるか、 紙袋に入れる。 
布類	古着類 (毛布・布団・カーテンを除く)	ひもでしばるか、 中身が見える袋に入れる。 

※注意事項 ●片手で持てる量(おおむね10kg)としてください。 ●汚れたもの、濡れたものは不可。

■雑がみとは

- 包装紙
- お菓子や食品類の空き箱
- ハガキ(圧着ハガキ, 写真付は不可)
- 学校等のプリント類
- 紙袋
- カレンダー・ポスター
- 封筒(窓のビニールは取り除く)
- 紙ファイル
- トイレットペーパーの芯
- ティッシュの箱(ビニール部分は取り除く)
- など

※紙以外のものは取り除いてください。

■雑がみとして搬入できないもの

- 感熱紙 ●ノーカーボン類 ●ペーパータオル, シュレッダーされた紙 ●防水加工された紙 など